

担保額一部解除（回復）通知書

令和 年 月 日

殿

（税関官署の長）

⑩

第 2 項
不当廉売関税に関する政令第 17 条の 2 の規定の規定に基づき、下記のとおり現在提供
第 3 項

中の担保額の一部を解除（回復）するので通知します。

記

輸 入 申 告 番 号	
提 供 中 の 担 保 金 額	
担 保 解 除 （ 回 復 ） 金 額	円

（規格 A 4）